

## 「不当労働行為撲滅」 に向けた緊急申し入れ

本日  
提出!!

盛岡支社管内のある職場において、東労組の加入に伴う「賃金控除依頼書」を受け取りに行った際、別室に連れていかれ、複数の管理者から「組合加入の経緯」「加入理由、「業務への弊害」「他の社員との距離ができないか」「会議等で孤立しないか」など組合加入の有無により、不利益が発生するような言動や組合加入の経緯の聞き取りがありました。これらの行為は不当労働行為であり、コンプライアンスに抵触する重大な事象です。



### 繰り返される不当労働行為は断固として許さない

過去には、2021年度盛岡地本申第12号「不当労働行為撲滅に向けた緊急申し入れ」では盛岡支社企画部門のある課室において脱退を促す事象が発生しました。議論では「不当労働行為と捉えられかねない事象。不適切であり注意指導した」「コミュニケーションの中で不適切な発言があった。度を越えており、何を言っても良いとはならない」「組合加入の有無で人事異動等、不利益は無い」「不当労働行為は容認するものではない。指導していく」等の回答を議論し、全職場で指導を徹底し、再発防止を確認したにも関わらず、議論を蔑ろにし逸脱する行為、および繰り返される不当労働行為は断じて許されることではありません。



## 東労組は不当労働行為を 断固として許しません